

令和6年度逗子市奨学金の受給を希望される方へ

逗子市では、逗子市奨学金規則に基づき、経済的理由により高等学校への就学が困難な方に対し、就学を奨励するため20名程度奨学生を募集いたします。

この奨学金を希望される方は、次のことにご留意のうえ、奨学金給付申請書（第1号様式）、同意書及び人物に関する意見書を教育委員会へご提出ください。

- 1 受給資格
- (1) 奨学生希望者本人が市内に居住していること。
 - (2) 令和6年3月に中学校を卒業し高等学校（通信制は除く）へ進学する方
 - (3) 学業成績及び行いが良好な方
 - (4) 世帯の県民税所得割額及び市民税所得割額の合計が、507,000円未満（年収概ね910万円未満程度）であること

2 奨学金 1年生 年額 100,000円

3 受付期間 2月5日（月）～2月29日（木）
〔土日祝日を除きます〕

- 4 提出書類
- (1) 奨学金給付申請書
 - (2) 同意書
 - (3) 人物に関する意見書
 - (4) 所得に関する証明書類
- ※世帯のうち所得のある方全員の次の証明書類一覧のうちいずれか

【所得に関する証明書類一覧】

- ・令和5年度 市民税・県民税特別徴収税額通知書
- ・令和5年度 市民税・県民税税額決定・納税通知書
- ・令和5年度 市民税・県民税課税（非課税）証明書

※市民税所得割額と県民税所得割額の記載があるもの

※証明書類は、課税の有無、徴収の方法によって異なります

5 提出先 逗子市教育委員会 学校教育課
(逗子市逗子5-2-16 逗子市役所5階)

- 6 記載方法 (1) 申請は、保護者（申請者）が行ってください。
- (2) 同居・別居を問わず、奨学金希望者本人と生計を一にする世帯員について、全員記載（単身赴任中の世帯主、就学又は病気療養のため一時別居している者等を含む）してください。
- また、勤務先・職業・在学名・学年については、令和5年12月31日現在の状況について記載してください。
- なお、退職等の事由により申請時までの間に状況に変更があった場合は、その旨、備考欄に記載してください。
- (3) 令和5年度中（令和4年1月1日～令和4年12月31日）の収入金額については、世帯員ごとに総額を記載してください。
- (4) 銀行口座の記載をお願いします。なお、必ず申請人（保護者）名義の口座を記載してください。また、ご申請の際は、口座が確認できるもの（通帳の写し等）を併せてお持ちください。
- 7 意見書 在籍校において記入・押印のうえ、教育委員会へ提出してください。
- なお、在籍校から直接教育委員会へご送付いただいても結構ですが、この場合は2月29日（木）までに必ず教育委員会に届くよう学校へ依頼してください。
- 8 その他 必要事項の記載漏れ、書類不備等の場合は受け付けられませんので、十分ご注意ください。また、認定後、不実の記載等が判明した場合は、遡って認定を取り消し、既に支給した奨学金をお返しいただきますので、その旨ご承知おきください。